(b)　その他の全ての場合については、同等受益者である者が当該居住者の議決権その他の受益に関する持分の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有すること。

4　2(f)及び3(b)の規定の適用上、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日（配当の場合には、当該配当の支払を受ける者が特定される日）を含む十二箇月の期間を通じてこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、これらの要件を満たすものとする。

5　(a)　一方の締約国の居住者は、第十条3、第十一条1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関し、次の(i)及び(ii)に規定する要件を満たす場合には、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i)　当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行っていること。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。

(ii)　当該所得が(i)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(b)　一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得について(a)に規定する要件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。

(c)　(a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たって、その者が組合員である組合が行う事業又はその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者と他方の者とは、当該一方の者が当該他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合には、関連するものとする。いかなる場合にも、一方の者と他方の者とは、全ての事実及び状況に基づいて、当該一方の者が当該他方の者を支配している場合又は両者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、関連するものとする。

6　一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3又は5の規定に基づき第十条3、第十一条1又は第十二条1の規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、特典の申請が行われる締約国の権限のある当局が、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が当該特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

7　この条の規定の適用上、

(a)　「主たる種類の株式」とは、法人の議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(b)　「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i)　金融商品市場に関する並びに指令二〇〇二・九二・EC及び指令二〇一一・六一・EUを改正する二千十四年五月十五日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇一四・六五・EU（改正を含む。）又は同指令を承継する指令に従って規制される市場

(ii)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された有価証券市場

(iii)　香港取引所、ナスダック市場、ニューヨーク証券取引所、シンガポール取引所、スイス取引所及び台湾証券取引所

(iv)　この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

(c)　「同等受益者」とは、一方の締約国に対してこの条約の特典が申請される所得について、当該一方の締約国の法令、この条約又は他の国際的な枠組みに基づき、当該一方の締約国により認められる特典（この条約に基づき当該所得について認められる特典と同等であるものに限る。）を受ける権利を有する者をいう。

8　この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約の特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除き、その所得については、当該特典は、与えられない。

**第二十三条**　二重課税の除去

1　(a)　オーストリアの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課することができる所得を取得する場合には、(b)から(d)までの規定に従うことを条件として、オーストリアは、当該所得について租税を免除する。

(b)　オーストリアの居住者が第十条、第十一条及び第二十条の規定に従って日本国において租税を課することができる所得を取得する場合には、オーストリアは、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国内において取得される所得に対応する部分を超えないものとする。

(c)　オーストリアの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従ってオーストリアにおいて租税が免除される場合には、オーストリアは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たっては、その免除された所得を考慮に入れることができる。

(d)　日本国が、オーストリアの居住者が取得する所得に対して、この条約の規定を適用して租税を免除する場合又は第十条2の規定を適用する場合には、(a)の規定は、当該所得については、適用しない。

2　日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってオーストリアにおいて租税を課することができる所得をオーストリア内において取得する場合には、当該所得について納付されるオーストリアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

**第二十四条**　無差別待遇

1　一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3　第九条1、第十一条6、第十二条4又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4　一方の締約国の企業であってその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5　第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に適用する。